

## 唐津市告示第 102 号

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

唐津市長 峰 達 郎

### 未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、本市の人口減少対策、地域の担い手不足の解消等に向け、子育て世帯の転入や地域の担い手を確保するため、予算の範囲内において未来につなぐ唐津移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領（令和 7 年 3 月 24 日付けさ創第 3192 号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）及び唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により転入の届出をすることをいう。
- (2) 県要領 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和元年 9 月 19 日付けさ創第 1360 号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）をいう。
- (3) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）で規定される条件不利地域

を有する市町村及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10 %以上の市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(5) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

（補助対象者）

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第 1 号に規定する要件を満たし、かつ、第 2 号から第 7 号までに規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者（胎児の時点で転入し、転入後に出生した子が申請時に同居している場合は、18 歳未満の世帯員を帯同して移住した者とみなす。）とする。ただし、唐津市地方創生移住支援事業及び唐津暮らしスタート支援事業の対象となる者を除く。

(1) 移住等に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 本市へ転入した日（以下「転入日」という。）の前日までの 10 年間のうち、通算 5 年以上佐賀県外に在住していたこと。

(イ) 転入日の前日までに連続して 1 年以上佐賀県外に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 令和 6 年 4 月 1 日以後に本市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日から 5 年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(イ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

(ウ) 補助対象者及びその世帯員が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による

不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。)又は暴力団員を利用している者でないこと。

(エ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者でないこと。

(オ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(カ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者でないこと。

(キ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ク) 申請日から10年以内に補助対象者を含む世帯員が地方自治体から移住に伴う補助金を受給していないこと。ただし、移住に伴う補助金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが18歳以上となった場合であって、かつ、申請時から5年以上経過し佐賀県及び本市が認める場合を除く。

(ケ) 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 就職に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと。

イ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

ウ 就業先が、県要領に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人であること。

エ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて補助金の対象となる法人に就業

していること。

カ ウの求人への応募日が、就職マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載されている期間中であること。

キ ウの就業先に補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

ク ウの就業先での就業年月日が、転入日の3か月前の日以後であること。

ケ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと。

イ 県要領第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) 農林漁業に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと。

イ 転入日の3か月前の日以後に本市において農林漁業に就業又は就業のための研修を開始した者のうち、別表第1に掲げる農林漁業の人材確保支援策を活用したものであること。

ウ 補助金の申請日から5年以上農林漁業への就業（研修修了後の就業も含む。）を継続する意思を有していること。

(5) 空き家活用に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して転入したこと。

イ 本市の空き家バンクに登録された戸建ての空き家を居住することを目的に取得し、補助金の申請者と売主が3親等以内の親族でないこと。

ウ 令和6年4月1日以後に当該空き家を取得したこと。

エ 当該空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移した者であるこ

と。

オ 補助金の申請日から５年以上居住することを目的として、当該空き家を継続して保有する意思を有していること。

(6) 伝統工芸等に関する要件 ア及びイを満たし、かつウ又はエのいずれかを満たしていること。

ア 転入日の年齢が５９歳以下であること。

イ 別表第２に掲げる製品の担い手として、補助金の申請日から５年以上継続して就業し、又は開業（研修修了後の就業又は開業も含む。）した事業を継続する意思を有している（一定期間の就業後、就業先を退職し、当該製品の担い手として独立開業する意思を有している場合を含む。）こと。

ウ 転入日の３か月前の日以後に別表第２に掲げる事業者（県内に限る。）に技術職又は技能職として就業した者又は別表第２に掲げる事業者（県内に限る。）として新たに開業した者で製作又は生産を行う者であること。

エ ウを目的として、転入日の３か月前の日以後に佐賀県窯業技術センターが実施する窯業人材育成研修事業一般研修の受講を開始した者であること。

(7) スポーツ振興に関する要件 次の全てを満たしていること。

ア 転入日の年齢が５９歳以下であること。

イ 就業先が、佐賀県が進めるＳＡＧＡスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県ＳＳＰアスリートジョブサポエンタリー企業（法人）であること。

ウ イの就業先に就業した者のうち、別表第１に掲げるスポーツの人材確保支援策を活用したものであること。

エ 転入日の３か月前の日以後にイの就業先に就業したこと。

オ イの就業先に補助金の申請日から５年以上継続して勤務し、佐賀県内においてスポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

（補助金の額）

**第４条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 ６０万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯にあつては、世帯員分の住民票の除票又は戸籍の附票の写し）

(2) 本市の住民票謄本

(3) 本市の市税を滞納していないことを証する書類

(4) 写真付き身分証明書の写し

(5) 別表第3に掲げる書類

2 前項各号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。

3 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

4 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、なされたものとみなす。

5 第1項の申請書の提出期限は、毎年度2月末日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

**第7条** 規則第6条第3項の規定により補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助金の申請日から5年を経過する日までの間に本市から転出したときは、市長に報告すること。

(3) 補助金の申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号、第4号、第6号又は第7号に規定する要件を満たす職を辞したときは、市長に報告すること。

(4) 第3条第4号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかったときは、市長に報告すること。

(5) 第3条第6号に規定する伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかったときは、市長に報告すること。

(報告及び立入調査)

**第8条** 市長は、本事業が適切に実施されたことを確認するため必要があると認めるときは、補助金の申請者に対し本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

**第9条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の要件に該当する場合は、補助金の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求する。

(1) 偽りその他の不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の申請日から3年を経過する日までの間に本市から転出した場合

(3) 補助金の申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号、第4号、第6号又は第7号に規定する要件を満たす職を辞した場合

(4) 県要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合

(5) 第3条第4号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合

(6) 第3条第6号に規定する伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合

(7) 第3条第7号に規定するスポーツに関する人材確保支援策に係る交付の決定を取り消された場合

2 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の申請日から3年を経過する日を超

え5年を経過する日までの間に本市から転出した場合は、補助金の一部を取り消し、補助金の半額の返還を請求する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると佐賀県及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則（令和7年告示第248号）**

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 区分   | 実施主体            | 人材確保支援策                                   |
|------|-----------------|-------------------------------------------|
| 農業   | 佐賀県             | 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）                       |
|      | 唐津市             | 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）<br>唐津市明日の農業者チャレンジ支援事業 |
| 漁業   | 佐賀県漁業就業者支援協議会   | 経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者）                    |
|      | 唐津市             | 唐津市明日の漁業者チャレンジ支援事業                        |
| 林業   | 全国森林組合連合会       | 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）             |
| スポーツ | 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 | S S P 選手・指導者佐賀定着支援金                       |
|      | 佐賀県             | S S P アスリートジョブサポによる職業紹介                   |

別表第 2（第 3 条関係）

| 産品名 | 事業者                                                                                    | 団体等                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 唐津焼 | 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右欄に掲げる団体に加入するもの | 唐津焼協同組合、唐津観光協会又は左欄の市町の商工会議所若しくは商工会 |
|     | 唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬及び絵具）の製造等を主たる業務とする        | 左欄の市町の商工会議所又は商工会                   |

|  |                         |  |
|--|-------------------------|--|
|  | 事業者であって、右欄に掲げる団体に加入するもの |  |
|--|-------------------------|--|

別表第 3（第 5 条関係）

| 区分                     | 証明書類等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 条第 2 号に規定する要件を満たす者 | ・ 就業証明書（就職）（第 2 号様式）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第 3 条第 3 号に規定する要件を満たす者 | ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 3 条第 4 号に規定する要件を満たす者 | <p>（新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の場合）</p> <p>・ 佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し</p> <p>又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し</p> <p>（新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の場合）</p> <p>・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し</p> <p>（唐津市明日の農業者チャレンジ支援事業の場合）</p> <p>・ 就業証明書（農林漁業）（第 3 号様式）</p> <p>・ 明日の農業者チャレンジ支援給付金の給付決定及び額の確定通知書の写し</p> <p>（「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の場合）</p> <p>・ 就業証明書（農林漁業）（第 3 号様式）</p> <p>・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し</p> <p>・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し</p> <p>（経営体育成総合支援事業の場合）</p> <p>・ 就業証明書（農林漁業）（第 3 号様式）</p> |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し<br/>（唐津市明日の漁業者チャレンジ支援事業の場合）</li> <li>・就業証明書（農林漁業）（第3号様式）</li> <li>・明日の漁業者チャレンジ支援給付金給付決定及び額の確定通知書の写し<br/>（研修受講後に申請する場合）</li> <li>・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第3条第5号に規定する要件を満たす者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・唐津市空き家バンク制度利用者登録完了通知書の写し</li> <li>・空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第3条第6号に規定する要件を満たす者 | <p>（就業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業証明書（伝統工芸等）（第4号様式）</li> </ul> <p>（開業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し</li> <li>・別表第2「団体等」に加入したことを証する書類の写し</li> </ul> <p>（研修開始後に申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等）（第5号様式）</li> <li>・受講中証明書（伝統工芸等）（第6号様式）又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し</li> </ul> <p>（研修受講後に申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統工芸等研修の受講証明書の写し（受講内容、受</li> </ul> |

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
|                        | 講地及び受講期間が確認できるもの)      |
| 第 3 条第 7 号に規定する要件を満たす者 | ・ 就業証明書（スポーツ）（第 7 号様式） |

第 1 号様式（第 5 条関係）

（表）

年 月 日

唐津市長 様

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付申請書

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

|             |   |          |  |
|-------------|---|----------|--|
| ふりがな        |   | 生年月日     |  |
| 氏名          |   | 年 月 日    |  |
| 住所          | 〒 | 電話<br>番号 |  |
| メール<br>アドレス |   |          |  |

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|                                  |          |  |          |   |                        |  |     |  |
|----------------------------------|----------|--|----------|---|------------------------|--|-----|--|
| 単身・世帯                            | 単身       |  | 世帯       |   |                        |  |     |  |
| 同時に移住した世帯員の人数<br>（1 の申請者は、含まない。） |          |  |          | 人 | 左のうち 18 歳未満の世帯員<br>の人数 |  | 人   |  |
| 就業等要件                            | 就業       |  | 起業       |   | 農林<br>漁業               |  | 空き家 |  |
|                                  | 伝統<br>工芸 |  | スポ<br>ーツ |   |                        |  |     |  |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|                                                        |                   |  |                  |  |
|--------------------------------------------------------|-------------------|--|------------------|--|
| 裏面「未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について         | A 誓約する            |  | B 誓約しない          |  |
| 裏面「未来につなぐ唐津移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について           | A 同意する            |  | B 同意しない          |  |
| 交付申請日から 5 年以上継続して本市に居住し、かつ、本支援金を申請するために必要な要件を満たす意思について | A 意思がある           |  | B 意思がない          |  |
| 申請者を含む世帯員の地方自治体からの移住に伴う補助金受給状況について（申請日から 10 年以内）       | A 受給していない         |  | B 受給している         |  |
| （就業の場合のみ記載）<br>就業先の法人の代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める者との関係      | A 3 親等以内の親族に該当しない |  | B 3 親等以内の親族に該当する |  |
| （空き家の場合のみ記載）<br>空き家の売主との関係                             | A 3 親等以内の親族に該当しない |  | B 3 親等以内の親族に該当する |  |

(裏)

#### 4 転入前の住所

|    |  |
|----|--|
| 住所 |  |
|----|--|

#### 未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 佐賀県及び唐津市から未来につなぐ唐津移住支援事業補助金に係る報告及び立入調査を求められた場合は、これに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、次のいずれにも該当する者ではありません。なお、唐津市長が必要と認める場合には、佐賀県唐津警察署に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 次の各号のいずれかに該当したときは、未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱第9条に基づく補助金の交付の決定の取消し及び返還請求に応じ、当該各号に定める金額の補助金を返還します。
  - (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合 補助金の全額
  - (2) 補助金の申請日から3年を経過する日までの間に本市から転出した場合 補助金の全額
  - (3) 補助金の申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号、第4号、第6号又は第7号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額
  - (4) 県要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 補助金の全額
  - (5) 第3条第4号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合 補助金の全額
  - (6) 第3条第6号に規定する伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合 補助金の全額
  - (7) 第3条第7号に規定するスポーツに関する人材確保支援策に係る交付の決定を取り消された場合 補助金の全額
  - (6) 補助金の交付申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市から転出した場合 補助金の半額

#### 未来につなぐ唐津移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 唐津市は、未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 唐津市は、当該個人情報について、国及び佐賀県への実施状況の報告等のため、国及び佐賀県に提供する場合があります。
- 3 唐津市は、年に1度住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合は、その転出先の確認を行う場合があります。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 ④  
電話番号  
担当者

就業証明書（就職）（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

|                                             |                 |
|---------------------------------------------|-----------------|
| 勤務者名                                        |                 |
| 勤務者住所                                       |                 |
| 勤務先所在地                                      |                 |
| 勤務先電話番号                                     |                 |
| 就業年月日                                       |                 |
| 応募受付年月日                                     |                 |
| 職種                                          |                 |
| 雇用形態                                        | 週20時間以上の無期雇用    |
| 勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係<br>※マッチングサイト掲載求人の場合 | 3親等以内の親族に該当しない。 |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び唐津市の求めに応じて、佐賀県及び唐津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

就業証明書（農林漁業）（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

|         |  |
|---------|--|
| 申請者名    |  |
| 申請者住所   |  |
| 申請者電話番号 |  |
| 活用支援策名  |  |
| 活用概要    |  |
| 活用年月日   |  |
| 研修期間    |  |
| 就業年月日   |  |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する事務のため、申請者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び唐津市の求めに応じて、佐賀県及び唐津市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

## 第4号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

## 就業証明書（伝統工芸等）（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 申請者名            |                          |
| 申請者住所           |                          |
| 申請者電話番号         |                          |
| 就業年月日           |                          |
| 伝統工芸区分<br>(産品名) |                          |
| 職種<br>(主な職務内容)  | ・ 技術職 ( )      ・ 技能職 ( ) |
| 所属団体等           |                          |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する事務のため、申請者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び唐津市の求めに応じて、佐賀県及び唐津市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

(参考)

技術職：専門的な知識や理論を用いて、「設計」「開発」「生産技術の開発や改善」等を担う職種

技能職：経験に基づく技能を活かし、手作業や機械の操作により、「製造」「加工」「施工」等を行う職種

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住所

氏名

電話番号

研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等）  
（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 伝統工芸区分<br>（産品名） |                 |
| 研修名称            | 窯業人材育成研修事業 一般研修 |
| 研修受講先           | 佐賀県窯業技術センター     |
| 受講期間<br>（予定を含む） |                 |
| 就業・開業（予定）       |                 |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する要件確認のため、申請者は研修修了や就業・開業等の情報について唐津市へ報告します。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 印  
電話番号  
担当者

受講中証明書（伝統工芸等）（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 申請者名            |                 |
| 申請者住所           |                 |
| 申請者電話番号         |                 |
| 研修名称            | 窯業人材育成研修事業 一般研修 |
| 受講期間            |                 |
| 伝統工芸区分<br>（産品名） |                 |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する事務のため、申請者の受講状況などの情報を、佐賀県及び唐津市の求めに応じて、佐賀県及び唐津市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名 ④  
電話番号  
担当者

就業証明書（スポーツ）（未来につなぐ唐津移住支援事業補助金の申請用）

佐賀県SSPアスリートジョブサポの支援を利用し、次の者を雇用したことを証明します。

|                              |                                              |
|------------------------------|----------------------------------------------|
| 勤務者名                         |                                              |
| 勤務者住所                        |                                              |
| 勤務先所在地                       |                                              |
| 勤務先電話番号                      |                                              |
| 就業年月日                        |                                              |
| 競技種目等                        |                                              |
| 活用した人材確保支援策<br>※いずれかに○を付すこと。 | ・ SSP選手・指導者佐賀定着支援金<br>・ SSPアスリートジョブサポによる職業紹介 |
| 区分<br>※いずれかに○を付すこと。          | ・ スポーツ選手                      ・ スポーツ指導者      |

未来につなぐ唐津移住支援事業に関する事務のため、申請者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び唐津市の求めに応じて、佐賀県及び唐津市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

第 8 号様式（第 6 条関係）

唐 第 号  
年 月 日

申請者 様

唐津市長

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定し、あわせてその額を確定しましたので通知します。

1 補助金

円

2 注意事項

(1) 補助金の交付の決定の取消し及び返還請求

未来につなぐ唐津移住支援事業補助金交付要綱第 9 条に基づき、次掲げる要件のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

ア 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合 補助金の全額

イ 補助金の申請日から 3 年を経過する日までの間に本市から転出した場合  
補助金の全額

ウ 補助金の申請日から 1 年を経過する日までの間に第 3 条第 2 号、第 4 号、  
第 6 号又は第 7 号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額

エ 県要領に基づく地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の決定の取消しを受けた場合 補助金の全額

オ 第 3 条第 4 号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった又は  
研修修了後 1 年以内に農林漁業に就業しなかった場合 補助金の全額

カ 第3条第6号に規定する伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合 補助金の全額

キ 第3条第7号に規定するスポーツに関する人材確保支援策に係る交付の決定を取り消された場合 補助金の全額

ク 補助金の申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市から転出した場合 補助金の半額

(2) 状況報告及び立入検査

唐津市長は、本事業が適切に実施されたことを確認するため、必要があると認めるときは、補助金の申請者に対し本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。